## 補助金等交付の適正な執行に関する指針チェックリスト

No.	佐渡市補助金等交付に関する基本指針項目	合·否	指針により難い理由
1	公益上必要な補助であること。 社会情勢と住民ニーズを反映していること。		
2	公平な補助金行政とすること。		
2	明瞭な補助金行政とすること。		
2	透明な補助金行政とすること。		
3	職員の行動規準及び責務		
4	各要綱を作成する場合は、第1条(目的・趣旨) の重要性を認識し、簡潔・明瞭に記すこと。		
5	事業内容、事業実施主体、補助要件、補助率 等を明記すること。数値目標を明記すること。		
6	国・県の補助制度へ推進、指導すること。 上乗せ(付けたし)単独補助は行わないこと。		
7	補助金額又は補助対象事業費の上限額及び 下限額を設定すること。		
8	補助対象経費の1/2を超えない補助率を設定すること。		
9	公募(ホームページによる募集)		
10	交付申請書提出に係る提出期限等の運用基準 の設定		
11	交付申請に係る書類等の審査基準の設定		
12	補助金の交付対象者(団体)は、会計処理及び 使途が適切であること。暴力団員等を排除すること。リスク回避措置。		
13	補助対象経費、補助対象外経費の明確化。 委託、請負の選定基準の制定。		
14	補助金等の交付基準の制定		
15	不正受給防止措置の制定 (一件50万円以上口座振込み等)		
16	帳簿及び証拠書類の整理、保存年限等の基準 の制定		
17	財産の処分制限		
18	交付決定の取消し基準		
19	交付申請の取下げ基準		
20	補助事業の変更、中止、廃止基準		
21	利益等排除の原則		
22	特許権等の帰属		

23 4		
	<b>仅益納付基準</b>	
24 補	浦助金に係る消費税の仕入控除について	
25 相	既算払いの交付割合(80%以内等)。	
26 追	<b>進捗管理及びフォローアップ</b>	
27 終	<b>噪越承認基準</b>	
28 事	事業完了確認及び事業の成果報告	
29 補	補助金交付額の確定通知	
30 補	· 甫助金交付請求書	
31 補	輔助金返還申請書	
32 党	効果検証及び事業後調査すること。 費用対効果の算定。	
33 事	事業成果の報告及び発表	
34 常	補助金交付の目的を達成できなかった補助事 業	
35 第	副表2「補助対象財産処分に係る補助金返還 算定基準」	
36 另	別表3「補助金交付等の停止」の措置	
37 月	別表5「補助金等適正執行指針チェックリスト」 央裁	
38 性	生質別分類ごとの見直し	
39 糸	終期の設定(3年以内)	
40 Γ	市長が定めるもの」を除く負担金	
40 暑	審査、検査、調査体制の整備	
40 事	事務の所管	
40 紛	操越金、余剰金等	
40 事	事務フロー 全体スケジュール	

<sup>※「</sup>合・否」欄は、指針に合致しているか否かを記入。「否」の場合は、「指針により難い理由」欄にその理由を記入。 ※ 補助金等の性質上、該当しない項目は斜線により項目を抹消。